

平成23年(ワ)第39604号地位確認等請求事件

平成24年(ワ)第 9052号地位確認等請求事件

平成24年(ワ)第17921号地位確認等請求事件

平成24年(ワ)第36691号地位確認等請求事件

原 告 丹羽 良子 外8名

被 告 日本郵便株式会社

準備書面 (9)

平成25年5月24日

東京地方裁判所民事第11部甲B係 御中

被告訴訟代理人弁護士

二 島 豊



同

石 川 哲



同

黒 澤 佳



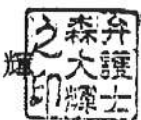
同 (担当)

岡 部 美奈子



同

森 大 輝



本書面では、被告各支社が管理監督する事業所の呼称について説明する。

1 合併による呼称の変化

被告は平成24年10月1日に、郵便局株式会社を吸収合併存続会社、郵便事業株式会社を吸収合併消滅会社として、合併してできた株式会社である。

合併以前、郵便事業株式会社の営業所は「支店」、郵便局株式会社の営業所は「郵便局」という呼称であったが、合併以後は、同一場所にある郵便事業株式会社の支店と郵便局株式会社の郵便局は統合され、「郵便局」という呼称となっている。

2 準備書面(6)の表記

上記より、準備書面(6)において「支店」と表記されているものは、合併後は「郵便局」の一部となっている。

3 今後の表記

今後の書面では、本件原告らが雇用されていたのは郵便事業株式会社の「支店」であったことから、営業所について、理解しやすさという観点から、合併の前後にかかわらず「支店」という表記に統一することにする。

以 上